

鹿児島市民文化ホール電子複写機賃貸借契約に係る仕様書
(長期継続契約)

1 契約内容

鹿児島市民文化ホール電子複写機について、次のとおり賃貸借契約を行うもの。

- (1) 賃貸借期間
 - ア 契約期間
契約締結の日から令和12年2月28日まで
 - イ 準備期間
契約締結の日から令和7年2月28日まで
※準備期間は、用品調達を行う期間であり、賃貸借期間に含まれない。
 - ウ 履行期間
令和7年3月1日から令和12年2月28日まで(60月)

- (2) 対象物件 電子複写機 1台
 詳細については、別添「複写機機器仕様書」を参照

- (3) 使用見込枚数 1月当たり フルカラー 800枚、モノクロ 2,800枚
 ※令和5年度実績

- (4) 設置場所 鹿児島市与次郎2丁目3番1号(鹿児島市民文化ホール)
 納入については、納入後即使用できるよう必要な手続きを済ませたうえで
 納入すること。また、納品に関する詳細事項は、鹿児島市民文化ホール担
 当者と協議のうえ、決定すること。

- (5) その他 ① 賃貸人は、契約期間中、賃貸人の費用で動産総合保険契約を締結する。
 ② 賃貸借期間満了後には、賃借人は賃貸人に電子複写機を返還するもの
 とする。

2 入札価格

入札書に記載する価格は、複写単価にそれぞれの予定数量を乗じて得た額及び賃貸借料(月額)の合計額(ただし、消費税及び地方消費税は含めない)とする。

なお、賃貸借料には、電子複写機の使用について必要となる機械使用料(保守料、トナー代含む)、維持料金、設置費用に係る経費等のすべての費用(用紙、ステープル針代は除く。)を含んだものとする。

3 契約の締結

- (1) 賃貸借料
落札価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額(円未満切捨て)とする。
- (2) 複写単価
落札価格とする。
- (3) 契約の締結
賃借人と賃貸人は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、賃貸借料及びこの入札仕様書の内容を記載した契約を締結する。

(4) 契約保証金

貸貸人は、契約保証金（貸貸借料を12月分に換算した額の100分の10）を納入しなければならない。ただし、過去2年の間に国、地方公共団体、独立行政法人とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは免除する。

(5) 信義誠実なる契約履行義務

貸貸人は、賃借人と共に契約の目的を達成するため、契約に定める条項を、信義を重んじ、誠実に履行する。

4 納品

(1) 供用開始日時

令和7年3月1日（土）

(2) 設置

電子複写機の設置は上記の供用開始日時までに行う。旧電子複写機との入替は、発注者と受注者の契約締結後、新旧の契約業者・設置期間で日程調整をして行い、その内容を発注者に提出し協議すること。

(3) 電子複写機の設定

電子複写機の設定はすべて受注者の責任で行うこと。

(4) ネットワークプリンタ・ネットワークスキャナの設定

受注者はプリンタドライバ、スキャナドライバのインストールによりパソコンに不具合が生じないよう、事前に発注者と協議の上テストを行わなければならない。

5 貸貸借料の支払い

(1) 貸貸人は、賃借人に対し当該月の貸貸借料の請求を翌月10日までに行うものとする。

(2) 賃借人は、適法な請求書を受領した日から30日以内に貸貸人に支払うものとする。

6 複写料金の支払い

(1) 貸貸人は、賃借人に対し当該月の複写料金の請求を翌月10日までに行うものとする。

(2) 請求額は、複写単価に使用枚数を乗じた額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

(3) 賃借人は、適法な請求書を受領した日から30日以内に貸貸人に支払うものとする。

7 守秘義務

(1) 貸貸人は、契約履行に当たって知り得た賃借人の業務上の秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならないものとし、そのために必要な措置を講じるものとする。

(2) (1)の秘密保持に関する義務は、契約の終了又は解除後も継続するものとする。

8 損害賠償

(1) 賃借人は、貸貸人の故意又は重過失によって、損害を受けた場合は、その賠償を請求できるものとする。

(2) 貸貸人は、賃借人の故意又は重過失によって、機器等に損害があった場合は、その賠償を請求できるものとする。

9 契約規程の遵守

契約の履行については、この契約に定める事項の他、公益財団法人かごしま教育文化振興財団財務会計規則によるものとする。

10 協議

契約に関して疑義が生じた事項は、借借人と貸貸人が協議して定める。